KPMG

cutting through complexity

あずさ監査法人

日本基準

平成27年3月期 四半期決算の留意事項 ーチェックリスト

2014年7月

目次

本冊子について 3

参考基準等の略称 4

チェックリスト 5

1. 当期（第1四半期）から適用される会計基準 5

1.1 退職給付に関する会計基準（平成24年5月改正）等（基準第26号第35項の適用関係） 5

1.2 ESOP取引に関する実務上の取扱い 7

1.3 リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い 8

2. 早期適用可能な新会計基準等 8

2.1 企業結合会計基準（平成25年9月改正）等 8

3. 平成26年税制改正（平成26年3月31日公布） 10

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

本冊子について

本冊子は、平成27年3月期の四半期決算において、日本基準に準拠した財務諸表を作成する際に、新たに留意するべき項目を示すことにより、利用者に役立つものとなることを目的として作成しています。

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

参考基準等の略称

■　1.1に関する会計基準等

基26号：企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」
指25号：企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」
ASBJ解説26：企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」及び同適用指針の解説

■　1.2に関する会計基準等

実30号：実務対応報告第30号「従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」

■　1.3に関する会計基準等

実31号：実務対応報告第31号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける実務上の取扱い」

■　2.1に関する会計基準等

平成25年9月改正
基21号：企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」
基22号：企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」
基7号：企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」
基2号：企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」
指4号：企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」

平成26年2月改正
制6号：会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」
制7号：会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」

平成26年5月改正
基12号：企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」
指14号：企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」

ASBJ解説21：「企業結合に関する会計基準」及び関連する他の改正会計基準等の解説

制14号：会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」

■　3に関する会計基準等

制10号：会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」
ASBJ284議事：ASBJ　HP第284回企業会計基準委員会議事概要

改復興財源確保法：東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

チェックリスト

1.　当期（第1四半期）から適用される新会計基準等

1.1　退職給付に関する会計基準（平成24年5月改正）等（基準第26号第35項の適用関係）

年度・四半期共通の留意事項

基26号35項、37項
指25号67項、69項

①〔適用初年度の取扱い〕 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し・複数事業主制度の会計処理・過去勤務費用の表示については、平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用する。
基準26号の上記事項を適用するにあたり、過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しない。
上記事項の適用に伴って生じる退職給付債務等の計算方法・複数事業主制度の会計処理の会計方針の変更による影響額（適用時点における繰延税金資産の回収可能性を判断した税効果会計の影響も反映）は、平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首の利益剰余金に加減する。

基26号19項、38項

②〔適用初年度の取扱い〕 基準26号の適用前に期間定額基準を採用していた場合であっても、適用初年度の期首において、給付算定式基準を選択することができる。

基26号83項

③〔適用初年度の取扱い〕 割引率の変更は数理計算上の差異の性質も考えられるものの、数理計算上の差異の定義とは必ずしも整合しない他の要因とあわせて、基準26号の適用に伴う退職給付債務の変動額は期首の利益剰余金に加減する。

基26号37項
指25号30項、設例3

④〔適用初年度の取扱い〕 適用初年度の期首において割引率を決定する際に、いわゆる10%重要性基準（基26号（注8）、指25号30項）は従来どおり考慮される。基準26号の適用に伴う割引率の算定方法の変更に関する10%重要性基準の判定は適用時（平成26年4月1日）で行うことになる。
割引率の算定方法の変更による影響額の算定の結果、10%重要性基準により見直しをする必要がない場合は、基準26号の適用にあたり割引率を変更する必要はなく、10%重要性基準により割引率を見直しする必要がある場合には、その全額を基準26号の適用によるものとして、期首の利益剰余金に加減する。

ASBJ解説26　脚注4

⑤〔適用初年度の取扱い〕 割引率変更の要否を判定する際に、これまで重要性基準を考慮していたが、適用初年度の期首に重要性基準を考慮せずに、適用指針第25号第24項に基づいて決定された割引率を使用する場合、割引率の変更により生じた差異は、通常、当該年度に発生する数理計算上の差異に含めて、採用する費用処理方法及び費用処理年数に従って処理されるが、適用初年度の期首に限って、基準適用に伴う会計方針の変更の影響額に含めて、期首の利益剰余金に加減する取扱いも認められる。また、この場合でも翌年度以後の割引率の決定において再度重要性基準を考慮することも認められる。

基26号18項（注5）

⑥退職給付見込額は、合理的に見込まれる退職給付の変動要因を考慮して見積る。この変動要因には、予想される昇給等が含まれる。

基26号19項、38項

⑦退職給付見込額のうち期末までに発生したと認められる額は、次のいずれかの方法を選択適用して計算する。この場合、いったん採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならない。
(a)　期間定額基準（退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法）
(b)　給付算定式基準（退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法）

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

基26号19項

⑧給付算定式基準による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない。

基26号20項
指25号24項

⑨割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならない。これには、例えば、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法や、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法が含まれる。

基26号20項
指25号30項

⑩割引率は期末における安全性の高い債券の利回りを基礎として決定されるが、各事業年度において割引率を再検討し、その結果、少なくとも、割引率の変動が退職給付債務に重要な影響を及ぼすと判断した場合にはこれを見直し、退職給付債務を再計算する必要がある。
重要な影響の有無の判断にあたっては、前期末に用いた割引率により算定した場合の退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した退職給付債務が10%以上変動すると推定されるときには、重要な影響を及ぼすものとして期末の割引率を用いて退職給付債務を再計算しなければならない。

指25号6項

⑪貸借対照表日前のデータ等を用いて退職給付債務を計算することが認められているが、データ等の基準日から貸借対照表日までに重要なデータ等の変更があった場合には、退職給付債務等を再度計算し、合理的な調整を行う。

指25号25項、98項

⑫長期期待運用収益率は、年金資産が退職給付の支払に充てられるまでの時期、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して、合理的な根拠に基づき設定する。
〔適用初年度の取扱い〕 上記は取扱いの明確化のため、会計方針の変更に該当しない。

基26号28項ただし書き、75項

⑬新たに退職給付制度を採用したときまたは給付水準の重要な改訂を行ったときに発生する過去勤務費用について、改正前はこれに係る当期の費用処理額が重要である場合に当該費用処理額を特別損失として計上することを容認していた。改正後は、その発生時に全額費用処理する場合などにおいて、その金額が重要であると認められる場合にのみ、当該金額を特別損益として計上することができる。

基26号33項
指25号64項

⑭複数事業主制度のうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないケースでは、要拠出額をもって費用処理される。改正前は、複数事業主間において類似した退職給付制度を有している場合について、このケースにあたらないものとされていたが、改正後は、一律にあたらないものとみなすことはなく、制度の内容を勘案して判断する。

四半期における留意事項

指25号74項
基26号22項

四半期累計期間に負担すべき退職給付費用は、期首において算定した退職給付債務に基づく当年度の勤務費用、利息費用、期首の年金資産に基づく期待運用収益、期首の未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額の費用処理額等により算定される年間の退職給付費用を按分して計算したものとなるため、四半期末時点で、退職給付債務の数理計算を行い、これらの費用金額を改めて算定することは求められていない（退職給付制度の変更により過去勤務費用が発生した場合などを除く）。
また、年金資産の額は期末における時価により算定することとされており、四半期における時価の変動を四半期末における退職給付に係る負債に反映する必要はない。

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

1.2　ESOP取引に関する実務上の取扱い

実30号1項、2項、3項、4項、26項

①適用対象となる取引は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会型取引（実30号3項取引。以下同じ）及び受給権付与型取引（実30号4項取引。以下、同じ）の2つの典型的な取引である。これら2つの取引以外の取引については、内容に応じて、実務対応報告第30号を参考にする。適用にあたっては、導入する取引が法的に有効であることを確かめる必要がある。

実30号19項、20項

②実務対応報告第30号は、平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用される。
同30号適用の初年度となる期首より前に締結された信託契約については、従来採用していた方法で実施した会計処理を同30号が定める方法で遡及的に修正することになるが、経過的な取扱いとして、同30号が定める方法によらず従来採用していた方法を継続することができる。ただし、経過的な取扱いを採用する場合には、各期の連結財務諸表及び個別財務諸表において、一定の注記をする。四半期連結財務諸表または四半期財務諸表においては追加情報として記載する。

実30号5項、6項、10項

③対象となる信託が、以下の2つの要件をいずれも満たす場合には、期末において総額法を適用し、信託の財産を企業の個別財務諸表に計上する。

・委託者が信託の変更をする権限を有している場合
・企業に信託財産の経済的効果が帰属しないことが明らかであるとは認められない場合

実30号7項、11項

④信託による企業の株式の取得が、企業の保有する自己株式を処分する方法により行われる場合、信託からの対価の払込期日に自己株式の処分を認識する。

実30号8項

⑤従業員持株会型取引の場合、期末における総額法等の適用に際して、以下の点に留意する。

・信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により株主資本において自己株式として計上する。
・信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に対する企業からの配当金及び信託に関する諸費用の純額が、正の値となる場合には負債に、負の値となる場合には資産に、それぞれ適当な科目を用いて計上する。
・信託終了時に企業が信託の資金不足を負担する可能性がある場合には、注解（注18）に従い、負債性の引当金の計上の要否を判断する。
・自己株式の処分及び消却時の帳簿価額は、株式の種類ごとに算定するが、企業が保有する自己株式と信託が保有する自社の株式は法的な保有者が異なるため、それらの帳簿価額を通算しない。

実30号12項、13項

⑥受給権付与型取引の場合、従業員へのポイントの割当等に関する会計処理は、以下のとおりである。

・従業員に割り当てられたポイントに応じた株式数に、信託が自社の株式を取得したときの株価を乗じた金額を基礎として、費用及びこれに対応する引当金を計上する。
・信託から従業員に株式が交付される場合、企業はポイントの割当時に計上した引当金を取り崩す。引当金の取崩額は、信託が自社の株式を取得したときの株価に交付された株式数を乗じて算定する。

実30号14項

⑦受給権付与型取引の場合、期末における総額法の適用に際して、以下の点に留意する。

・信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により株主資本において自己株式として計上する。
・信託が保有する株式に対する企業からの配当金及び信託に関する諸費用の純額が、正の値となる場合には負債に、負の値となる場合には資産に、それぞれ適当な科目を用いて計上する。
・企業が保有する自己株式と信託が保有する自社の株式の帳簿価額の算定に関する取扱いについては、前述⑤の従業員持株会型取引の場合と同様に処理する。

実30号9項、15項

⑧実務対応報告第30号の適用対象となる従業員持株会型取引及び受給権付与型取引を実施する場合、信託について子会社または関連会社に該当するか否かの判定を要しない。なお、個別財務諸表における総額法の処理は、連結財務諸表作成上、そのまま引き継ぐものとする。

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

1.3　リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い

実31号

経済産業省が制定した「リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業事務取扱要領」（平成26年3月3日制定）第3条第7号におけるリース契約に基づくリース取引であり、「リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業実施要領」（平成26年3月3日制定）第4の4に基づき基金設置法人とリース事業者（貸手）により締結された先端設備等導入支援契約に基づくものに係る借手の会計処理については、平成26年6月30日に実務対応報告第31号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」が公表されている。当該スキームの借手になる場合は、当該実務対応報告に基づき、低炭素投資促進機構（http://www.teitanso.or.jp/index）や経済産業省（http://www.meti.go.jp/press/2013/03/20140312001/20140312001.html）のホームページを参照して制度の概要を把握した上で処理する。

2.　早期適用可能な新会計基準等

2.1　企業結合会計基準（平成25年9月改正）等

年度・四半期共通の留意事項

基21号58-2項（2）、（5）、基22号44-5項（2）、（5）、基7号57-4項（2）、（5）

①〔適用初年度の取扱い〕 平成25年9月改正の企業会計基準第21号、企業会計基準第22号（第39項除く）及び企業会計基準第7号は、平成26年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首（暫定的な会計処理の確定の取扱い（基準第21号（注6））は平成26年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される企業結合）から早期適用することができる。その場合には、同時に改正されたこれらの会計基準をすべて同時に適用する必要がある。
適用初年度においては、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。

基21号58-2項（3）、基22号44-5項（3）、基7号57-4項（3）

②〔適用初年度の取扱い〕 ①の適用にあたっては、非支配株主との取引及び取得関連費用に関する定めについて過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の、適用初年度の期首時点の累積的影響額を適用初年度の期首の資本剰余金及び利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する。

基21号58-2項（4）、基22号44-5項（4）、基7号57-4項（4）

③〔適用初年度の取扱い〕 ②によらず、平成25年9月改正の会計基準が定める新たな会計方針を、適用初年度の期首から将来にわたって適用することができる。

基22号26項

④子会社の資本のうち親会社に帰属しない部分は、非支配株主持分とする。

基22号28項、29項、30項、（注9）

⑤次のような場合に生じた親会社の持分変動による差額は、資本剰余金に計上する。

・子会社株式の追加取得の場合、追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額
・子会社株式の一部売却の場合、売却持分と売却価額との間に生じた差額（のれんの未償却残高は減額しない。関連する法人税等は資本剰余金から控除する）
・子会社の時価発行増資等の場合、親会社の払込額と親会社の持分増減額との差額

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

制6号　39

⑥子会社への投資を一部売却した場合、親会社の持分変動による差額（売却により生じた親会社の持分の減少額と売却価額との差額）に係る法人税等相当額について、連結仕訳上、法人税、住民税及び事業税を相手勘定として資本剰余金から控除する。
資本剰余金から控除する法人税等相当額は、売却元の課税所得や税金支払額にかかわらず、原則として、親会社の持分変動による差額に法定実効税率を乗じて算定する。ただし、税金支払額が発生していない場合に資本剰余金から控除する額をゼロとするなど、他の合理的な算定方法によることを排除するものではない。

制7号　66-3項

⑦一部売却して持分が減少したとしても、当初に支配を獲得した持分に対応するのれんの償却額は、親会社株主に帰属する当期純利益に全額計上することとなり、非支配株主に帰属する当期純利益にのれんの償却額は計上されない。

基22号30-2、ASBJ解説21 5.（1）③

⑧⑤の会計処理の結果、資本剰余金が負の値となる場合には、連結会計年度末において、資本剰余金をゼロとし、当該負の値を利益剰余金から減額する。四半期末においても同じ処理を行い、年度末においては四半期末の処理を洗替処理する（ASBJ「季刊 会計基準」第43号）。

基7号17(2)、18(2)、19(2)、24(2)

⑨分離先企業の株式のみ（または現金等の財産と分離先企業の株式）を受取対価とする事業分離において、分離先企業が新たに分離元企業の子会社となる場合や分離先企業の株式（子会社株式）を追加取得する場合、分離元企業の連結財務諸表上で生じる差額についても資本剰余金とする。

制7号　7-3項、7-4項

⑩子会社株式を段階的に取得する場合や売却する場合において、複数の取引が行われる場合、通常、取引の手順に従って、それぞれの取引について会計処理が行われる。複数の取引が一体として取り扱われるかどうかは、事前に契約等により複数の取引が1つの企業結合等を構成しているかどうかなどを踏まえ、取引の実態や状況に応じて判断する。
複数の取引が1つの企業結合等を構成しているものとして一体として取り扱われる場合、支配獲得後に追加取得した持分に係るのれんについては、支配獲得時にのれんが計上されていたものとして算定し、追加取得時までののれんの償却相当額を追加取得時に一括して費用として計上する。

制7号　45-2項、66-6項

⑪支配獲得後に追加取得や一部売却等が行われた後に、子会社株式を一部売却し、支配を喪失して関連会社になった場合におけるのれんの未償却額の算定に当たっては、いくつかの考え方があり得るが、支配獲得後の持分比率の推移等を勘案し、のれんの未償却額のうち、支配獲得時の持分比率に占める関連会社として残存する持分比率に相当する額を算定する方法や支配喪失時の持分比率に占める関連会社として残存する持分比率に相当する額を算定する方法などの中から、適切な方法に基づき、関連会社として残存する持分比率に相当するのれんの未償却額を算定する。このため、個々の投資先により、適切な方法は異なりうることに留意する。

制7号　68-2項

⑫支配を喪失して連結範囲及び持分法適用範囲から除外されたとしても、過去の追加取得または一部売却取引で計上された資本剰余金を取り崩さず、結果として、資本剰余金は子会社でも関連会社でもなくなってもそのまま計上される。

基21号26項、49項(3)④、94項、制14号56項

⑬企業結合における取得関連費用（外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等）は、発生した事業年度の費用として処理する。また、主要な取得関連費用の内容及び金額を注記する。
なお、個別財務諸表における子会社株式の取得原価は、企業会計会計基準第10号及び会計制度委員会報告第14号に従って算定する。

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

基21号28項、(注6)、基2号30-6項、指4号36-3項

⑭企業結合日以後の決算で暫定的な会計処理を行い、その暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われた場合、企業結合年度の翌年度の財務諸表と併せて企業結合年度の財務諸表を表示するときには、当該企業結合年度の財務諸表に暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを反映させる。また、この見直しの内容及び金額を注記する。この場合、当該企業結合年度の翌年度の財務諸表と併せて表示する企業結合年度の財務諸表の1株当たり情報は、当該見直しが反映された後の金額により算定する。ただし、暫定的な会計処理の確定の取扱いは平成26年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される企業結合から早期適用することができることに留意する。なお、平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首より前に実施された企業結合の暫定的な会計処理が、平成26年4月1日以後開始する事業年度において確定したときの損益影響額は、従前の取扱いにより特別損益に計上する。

四半期における留意事項

基12号10-4項、21-4項、指14号66項(2)②

四半期会計期間における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定
平成25年改正企業結合会計基準を早期適用する場合、平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首以後実施される企業結合に関しては、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した四半期会計期間において、企業結合日の属する四半期会計期間に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う。企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した四半期会計期間においては、暫定的な会計処理が確定した旨を注記する。

3.　平成26年税制改正(平成26年3月31日公布)

年度・四半期共通の留意事項

改復興財源確保法

①復興特別法人税の1年前倒し廃止
復興特別法人税が1年前倒しで廃止され、平成26年4月1日以降開始事業年度の法定実効税率は、38.01%から復興特別法人税を含まない35.64%に引き下げられている(期末資本金の額が1億円超の法人に対する東京都の税率の場合)。

ASBJ284議事①

②法定実効税率の算出式
平成26年度地方税制の改正により地方法人税が創設された。その結果、平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用される法定実効税率の算出式は、以下のとおりとなる。
法定実効税率
＝ 法人税率×(1＋地方法人税率＋住民税率)＋事業税率(注)÷(1＋事業税率(注))
(注)事業税率には、地方法人特別税が含まれる。
第284回企業会計基準委員会議事概要「審議事項4. 税制改正への対応について」
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/minutes/20140327/20140327_10.pdf

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

制10号18項、ASBJ284議事②

③地方法人課税の偏在是正のための改正

「地方法人税法」及び「地方税法等の一部を改正する法律」（以下「地方税法等改正法」という）が平成26年3月31日に公布されたが、各地方自治体の改正条例が四半期末日までに公布されない場合、平成26年10月1日以後開始される事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の計算に適用する法定実効税率は以下のとおりになると考えられる。

・連結納税制度を適用していない企業においては、下記のいずれかの法定実効税率を適用する。

(a) 地方法人税の税率を含めず、地方税法等改正法の改正前の住民税率及び事業税率に基づいて算定した法定実効税率

(b) 地方法人税法の税率及び地方税法等改正法による標準税率の増減を織り込んだ住民税率及び事業税率を用いて算出した法定実効税率

・連結納税制度を適用している企業においては、今回の地方税制の改正が繰延税金資産及び繰延税金負債の金額に影響を与える可能性があり（④参照）、地方税制改正の影響を織り込むことが適切であるため、上記の(b)の法定実効税率を適用する。

ASBJ284議事③

④地方法人課税の偏在是正のための改正ー連結納税制度における税効果

連結納税制度を適用している場合、地方法人税の課税標準である基準法人税額は、連結事業年度の連結所得の金額から計算した法人税の額を基準とすることとされているため、地方法人税の繰延税金資産の回収可能性の判断は法人税と同様に、連結納税主体を一体として判断することになる。よって、連結納税会社ごとに回収可能性の判断を行う住民税に係る繰延税金資産と異なり、地方法人税に係る繰延税金資産は法人税と同様に連結所得に基づいて回収可能性を判断することになる。

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

有限責任 あずさ監査法人

azsa-jgaap@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. 14-1525

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.